令和８年９月２４日　福祉保健常任委員会（速報版）

午前十時開議

○**いたいひとし委員長**　ただいまから福祉保健常任委員会を開会いたします。

―――――――――――――――――――

○**いたいひとし委員長**　本日は、議案の審査等を行います。

それでは、１議案審査に入ります。

まず、議案第七十五号「世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**山戸保健福祉政策部長**　議案第七十五号「世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立世田谷保健福祉センターの位置を変更するため、条例の一部を改正する必要が生じましたので、御提案するものでございます。

内容につきましては、九月二日の本委員会で御報告させていただいたとおりです。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○**いたいひとし委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長**　なければ、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は原案どおり可決と決定いたしました。

―――――――――――――――――――

○**いたいひとし委員長**　次に、議案第七十六号「世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第七十七号「世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正

する条例」の二件を一括して議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○いたいひとし委員長　御異議なしと認めます。よって議案第七十六号及び議案第七十七号の二件については一括議題といたします。

本二件について、理事者の説明を求めます。

○杉中障害福祉部長　それでは、議案第七十六号「世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第七十七号「世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して御説明いたします。

本件は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童等を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、規定の整備を図るため、条例の一部を改正する必要が生じたため、御提案するものです。

内容については、九月二日の当委員会で御報告したとおりです。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○いたいひとし委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○藤井まな委員　これは、令和六年六月に成立して、今年の十二月二十五日に施行されるこども性暴力防止法、いわゆる日本版ＤＢＳの規定の整備と理解していますが、それでよろしいですか。

○織田障害保健福祉課長　お見込みのとおりでございます。

○藤井まな委員　子どもの安全を守るために、極めて重要な法律と考える一方で、制度を現場で確実に機能させていくためには、法制度上、求められる事務や手続が現場の事業者に過度な負担となる可能性があることを懸念しておりまして、事業所の中には少人数の職員で施設運営や事業を担っている事業者もあり、必ずしも人事、法務、総務といった専門的な事務機能が十分に備わっているとは限らないと思います。日本版ＤＢＳの導入に伴って対象となる従事者の把握、必要な情報の収集管理、犯罪事実確認に関する手続、記録管理、研修、相談、報告体制の整備など、これまで以上に多くの事務対応が発生することが想定されます。

特に犯罪事実確認記録等は非常に機微性の高い情報であり、こども家庭庁もその適切な管理や情報漏えいの防止が重要であることを示しています。区としては、そこら辺をどう

捉えているか、質問させていただきます。

○織田障害保健福祉課長　法律で決められていることになりますので、区としましては、事業者のほうに手続の方法等、分かりやすく周知していきたいと考えております。

○藤井まな委員　ごめんなさい、長々と質問しましたけれども、要は事業者の中にはすごい人数が少なくやっているところがあって、過度な負担がかかってしまう可能性があって、そこの部分に対しては区はどう考えているか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○杉中障害福祉部長　藤井委員の御懸念のとおり、特に障害の場合、対象になるのが児童発達支援と放課後等デイサービスということで、もともと小規模の法人がありますので、そこら辺の法の遵守と事務の負担のバランスも考えながら、今後国からもある程度どのように対応すべきかというのが出てくると思いますので、それを見ながら、区としても適切に判断してまいりたいと考えております。

○おのみずき委員　何点か伺いたいんですが、前回の委員会において、障害特性を踏まえた性暴力の早期発見、相談、あるいは本人の意思確認について伺ったのですが、御答弁は主に区立施設の職員への研修を行うというものでした。

　ただ、今回、法が対象事業者に義務づけた安全確保措置は研修だけにとどまりません。最新の国のガイドラインやＱ＆Ａでは展示やイラストの活用など、障害児本人が回答できるようなコミュニケーション上の工夫に加え、日常のケア担当者が性暴力の加害者となり得ることも考慮して、その担当外の別の職員による支援も示されていました。こうした点を踏まえて、障害児本人が自ら相談し、意思を表明できる環境を各指定事業者でどのように確保して、区は指定権者としてその実施状況をどのように確認していくのか、伺います。

○織田障害保健福祉課長　御質問ありがとうございます。障害児の方が自ら声を上げられることというのは非常に大切なことと認識しております。具体的に現段階でどのようにというのはございませんが、今後、事業所に周知を行う際、そういった相談があることも念頭に置いて、相談を受ける体制というのを各法人のほうでつくっていただくよう周知徹底してまいりたいと思います。

○杉中障害福祉部長　ちょっと補足になりますけれども、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の改正の主な項目の中にも障害者の意思決定支援というのを入れておりまして、当然区としてもそうなんですけれども、よく学経なんかも、障害事業

所の意思決定支援、まだまだ弱いという御指摘も受けておりますので、この点も踏まえて、事業者の意思決定支援の行動を区としてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○おのみずき委員　ぜひ法施行を一つのきっかけにして、底上げを図っていただきたいなと思います。

関連して、私自身、以前、娘さんに障害がある方から、同じ通所施設に通うほかの利用者から性被害を受けた経験について伺ったことがあります。本人は十分に言葉での説明が難しい中でも、ふだんとは異なる言葉でサインを出していました。ただ、その親御さんは、違和感に気づきながらも、加害行為をした利用者の生活の場が失われるのではないかなどの懸念もあって、そのときには問題にできずに、後に娘さんが産婦人科医で強い拒否反応を示したのを目の当たりにして、黙認してはいけなかったと深く後悔されていました。

障害児支援において、本人が訴えにくい、表現が難しいというだけでなくて、保護者も施設やほかの利用者等との関係など、様々な理由から相談をためらうことがあり得ます。保護者に対して子どもが示すサインとか不適切な行為、あるいは相談先、相談した後、どうなるかの対応の流れをどのように周知していくのかということ。まだ確信はないけれども、何か気になるという段階から、保護者も事業者とは独立したところで相談できる仕組みを区としてどのように整えていくのか、伺います。

○織田障害保健福祉課長　今回の法律改正につきましては、事業者による性加害を防止するための法律と認識しておりますので、まずこちらに関しては、先ほど来申し上げているとおり、事業者に適切な処置をするように周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

一方で、御指摘のあった利用者間の性被害等、ハラスメント対策の相談窓口につきましても、まず、各事業所、苦情相談窓口を設けるようになっておりますので、そちらの苦情相談窓口のほうで適切に受けられる体制をつくるよう、これも併せて事業者のほうに周知してまいりたいと思っております。

○おのみずき委員　まずは、各事業所の苦情相談窓口でということだったんですけれども、加害者が従事者であるか、あるいはそれ以外の利用者なのかというところはもちろんありますが、いずれの場合も同じ場で起き得るものだと思っていまして、そういったときに各事業所内に置かれた窓口で本当にいいのかということは、先ほども独立した外部の相

談窓口ということを申し上げました。これは、国のガイドラインのほうでも示されているものでして、必ずしも事業所内だけで完結させないで、外部にも複数そういう窓口のルートを用意するということは示されていますので、ぜひ今後どういったことができるのかということは御検討いただきたいなと思っております。

最後に一点、前回委員会のときに障害福祉部長より、従事者の方で、実際の加害行為に至る前に何らか自分で不安を感じている方からの御相談について質疑をさせていただいて、障害福祉部に限らず、区として何ができるか、検討したいという御答弁があったんですけれども、その後、庁内で何か検討に着手はされているのか、あるいは少なくとも現時点でそうした相談を仮に受けた場合の既存の相談資源とか、専門機関とか、つなぎ先というのを区として整理されているのか、伺います。

○織田障害保健福祉課長　御質問の件につきましては、庁内でまず、関係する課、障害福祉部だけではなくて、様々ございますので、そこと情報の共有を図っているところでございまして、今後具体的な検討を進めていくという段階でございます。

○いたいひとし委員長　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○川上こういち委員　日本共産党世田谷区議団は、議案第七十六号及び第七十七号について賛成いたします。

本議案は、いわゆるこども性暴力防止法施行に伴い、条例において、児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるものです。子どもと仕事で接する人について、学校や民間教育・保育事業者などに性犯罪歴の確認を義務づける日本版ＤＢＳ制度の創設を盛り込んだこども性暴力防止法が国会で日本共産党を含む全会一致で成立しました。性被害当事者から待たれていたものです。性暴力は被害者の尊厳を深く傷つけ、人生に与える影響は極めて大きく、許されない犯罪です。とりわけ、弱い立場にあり、被害を認識するのが困難な子どもへの性暴力は決して許されません。教員や保育者など、子どもを守るべき立場の者による性犯罪を起こさせないのは政治と社会に課せられた最低限の責任です。

ただ、制度自体も多くの課題を抱え、この制度だけでは解決できない問題も残ります。性犯罪が起きない社会にするために何が必要か、社会全体で取り組んでいく必要があります。日本版ＤＢＳでは、行政に監督・認可権限がある学校、認可保育所、幼稚園などに特定性犯罪前科の確認を義務づけています。就労希望者のほか、現職も対象で、事業者は、こども家庭庁を通じ法務大臣に犯歴を照会確認、犯歴がある人を子どもと接する業務に就

かせないよう求められています。また、事業者には、職員研修や子どもが相談しやすい体制づくり、被害の調査などの安全確保措置が義務づけられています。しかし、性犯罪の九割は初犯と言われており、ＤＢＳだけでは子どもを守ることはできません。

性暴力は、ジェンダー不平等やジェンダーに基づく固定観念がもたらす暴力です。社会から性犯罪をなくしていくには、ジェンダーや人権教育、人権尊重に基づく包括的性教育によって、非暴力を貫いて生きる知識、態度、性的同意や相手へのリスペクト、性被害だと認識できる知識、被害を受けたときの対応などを学ぶことが不可欠です。教育現場では、不祥事を隠したり、誤った職場・仲間意識から被害をうやむやにするなどがあってはなりません。子どもを見守る複数の目の確保、養護教員やスクールカウンセラーの増員も重要です。再犯防止プログラムなど、加害者更生の継続的支援、性犯罪治療への支援も求められます。ＤＢＳと一体に、これらに国が責任を持って取り組む必要があります。

一方、犯罪履歴という重大な個人情報が漏えいしたり、目的外利用されることは防がねばなりません。その点で、子どもに接する職業に就こうとする人が性犯罪歴がないことを条件にデータベースに登録され、本人が犯歴のないことを証明するホワイトリスト方式の研究も課題です。

以上の残された問題に向き合い、社会的議論を深め、性犯罪を許さない社会をつくっていく必要があることを申し述べて、本二件の議案の賛成意見とします。

○藤井まな委員　立憲民主党・無所属世田谷区議団としての意見と態度を申し上げます。

子どもの性暴力防止法、いわゆる日本版ＤＢＳの法施行によって新たに発生する事務負担や必要な対応を十分に把握し、事業者に対して分かりやすく情報提供を行うとともに、区として可能な限り具体的な支援を行っていただきたいと思います。また、今回の制度対応によって、現場の職員が本来担うべき子どもへの支援の事務にしわ寄せが生じることのないように、必要な人的、財政的な支援についても検討していただきたいと要望して、賛成いたします。

○おのみずき委員　生活者ネットワーク世田谷区議団といたしまして、議案第七十六号、第七十七号にいずれも賛成の立場から意見と要望を申し上げます。

こども性暴力防止法、いわゆる日本版ＤＢＳの施行に当たっては、犯罪事実確認のみをもって対策とせず、障害のある子ども一人一人を権利の主体とし、一次予防から早期把握、相談、被害が疑われる段階からの安全確保と継続的支援までを一体的に進めることが重要です。区としても法施行を契機として、全区的なセーフガーディングを実装できるか

が問われます。制度の周知や研修にとどまらず、各事業所で実際に機能していることを確認するとともに、対象従事者への演習を含む実践的研修を進め、小規模事業者にも必要な支援を行うことを求めます。

自らの意思や被害を伝えることが難しい障害児については、先ほども申し上げましたが、障害特性に応じたコミュニケーション手段を保障し、日常的にケアを担う職員とは別の職員や外部の相談先につながる仕組みを複数確保してください。

また、排せつ、入浴、月経時のケアなど、プライベートゾーンに関わる身体介助については、本人の意思や尊厳を十分に尊重し、望まない異性介助が行われないよう、同性介助を含む支援体制の確保を求めます。

あわせて、保護者にも、性暴力のサイン、不適切な行為の範囲、相談先や相談後の流れを分かりやすく周知し、確信がない段階から相談できる環境を整えることを求めます。被害が疑われる場合には、事実の確認を待つことなく、子どもの安全を最優先に、児童相談所、医療、心理等の専門機関と迅速に連携し、二次被害を防いでください。

また、法の直接の対象外となる従事者以外の性暴力や利用児童間の性暴力も相談の入り口で取りこぼさず、被害を受けた側のケアにつなげるとともに、行為をした子どもにも適切なアセスメントと支援を行うことを求めます。

最後に、加害行為に至る前に自ら不安を感じる人が早期に専門支援につながるよう、既存の相談支援と連携先を整理し、庁内横断的に必要な相談体制を検討いただくよう求め、生活者ネットワーク世田谷区議団の意見といたします。

○いたいひとし委員長　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本二件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○いたいひとし委員長　御異議なしと認めます。よって議案第七十六号及び議案第七十七号は原案どおり可決と決定いたしました。

以上で議案審査を終わります。

――――――――――――――――――――

○いたいひとし委員長　次に、２報告事項の聴取に入ります。

まず㈠令和八年度補正予算について（当委員会所管分）について、理事者の説明を願います。

○山戸保健福祉政策部長　私からは、保健福祉政策部関連の一般会計（第三次）、国民健康保険事業会計（第一次）、後期高齢者医療会計（第一次）の補正予算について一御説明いたします。

初めに、一般会計から御説明いたします。

九ページの一般会計歳出（部別）一覧を御覧ください。補正額は約七億二千四百万円の減でございます。特定財源は約一億四千百万円でございます。内訳は、民生・児童委員の活動費の増として約一億三千七百万円、国民健康保険事業費納付金及び繰越金の確定に伴う繰出金の減として約八億六千百万円の減になります。

なお、一〇ページから一三ページに一般会計補正の各歳出事業概要を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

続いて、国民健康保険事業会計及び後期高齢者医療会計を御説明いたします。

一四ページを御覧ください。国民健康保険事業会計の補正額は特定財源と同額で約一億六千万円の減、後期高齢者医療会計の補正額は特定財源と同額で約十三億六千万円でございます。内容は記載のとおりです。

保健福祉政策部の御説明は以上です。

○河島高齢福祉部長　私からは、高齢福祉部関連の介護保険事業会計（第一次）の補正予算案につきまして御説明いたします。

一四ページを御覧ください。介護保険事業会計の補正額は、特定財源と同額で約二十五億七千百万円でございます。内容は記載のとおりです。

高齢福祉部の説明は以上です。

○いたいひとし委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○いたいひとし委員長　次に㉖令和八年度介護保険料の算定の一部修正について、理事者の説明を願います。

○箕田介護保険課長　私からは、令和八年度介護保険料の算定の一部修正について御説明いたします。

資料一ページを御覧ください。１の主旨でございます。

令和八年度の介護保険料につきまして、令和八年一月の厚生労働省事務連絡に基づき算定を行い、同年七月三日に令和八年度介護保険料の決定通知を発付いたしました。しか

し、発付後の七月十六日、厚生労働省から事務連絡が発出され、一部被保険者の保険料を修正する必要が生じましたので御報告いたします。

２の経過について御説明いたします。

令和八年度介護保険料については、令和七年度の税制改正に伴う保険料算定の特例により、令和八年度の保険料算定に限り、給与等収入五十五万一千円以上百九十万円未満の被保険者は、税制改正前と同様の基準で保険料を算定することとなりました。この算定を行うに当たっては、令和八年一月九日付厚生労働省事務連絡の内容を基に、介護保険標準準拠システムの修正を行い、令和八年七月三日付で、被保険者宛てに介護保険料の決定通知書を発付いたしました。その後、七月十六日付厚生労働省事務連絡において、保険料計算方法が追加で示され、一月の厚生労働省事務連絡で示された計算方法に疑義が生じ、東京都経由で厚生労働省に計算方法に係る疑義照会を行いました。この照会内容を含め、東京都から八月十八日付で厚生労働省への疑義照会の回答がまとまって共有されてきたことで初めて令和八年度介護保険料の計算の方法が明確になり、標準準拠システムの計算方法の修正が必要となりました。

次に、３の内容でございます。

令和八年度介護保険料の計算に当たっては、課税、非課税に関係なく、令和七年度税制改正に係る引上げ額を加算した額によって保険料を算定してございましたが、保険料段階第一段階から第五段階の非課税に当たる被保険者につきましては、令和三十年度税制改正に係る十万円を控除した後の合計所得金額に対して、引上げ額を加算するように修正いたします。

㈠対象者でございますが、住民税非課税で、給与等収入金額が六十五万一千円以上七十五万円未満の被保険者でございます。

資料二ページでございます。保険料再計算により保険料段階が変更される被保険者は約六十名でございます。

㈡変更内容です。一月の厚労省事務連絡に基づき計算を行うと、合計所得金額が高く算出されておりました。これにより、対象者の介護保険料の保険料段階を第二段階から第五段階として判定しておりましたが、それぞれ一段階低い第一段階から第四段階の保険料に変更いたします。保険料段階が一段階変わることによる年間保険料額の違いにつきましては、資料二ページの参考の表のとおりでございます。

なお、この保険料の計算方法につきましては、令和八年度介護保険料のみに適用される

ものでございます。

続いて、４今後の対応についてでございます。

現在、システムの修正、検証を行っております。検証完了後、保険料の再算定を実施し、対象者被保険者宛てに介護保険料変更通知を発付する予定でございます。

なお、今回の対象者は全て減額変更となりますので、既に納付済みの金額が変更後保険料より多い場合には差額を還付し、納付済みの金額が変更後保険料より少ない場合には差額分、残り分の納付書を送付いたします。

５今後のスケジュール（予定）についてでございます。

九月現在、システムの修正、検証をしております。検証完了後、十月に正しい計算方法に基づく介護保険料の再算定を行い、介護保険料の変更通知を発付予定でございます。変更内容や今後のお支払い方法についての御説明、御案内書等を同封し、丁寧に対応してまいります。

○いたいひとし委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○藤井まな委員　仮に区民が見ていたら、絶対内容は分からないだろうなみたいな話の内容なので、ちょっと聞きたいんですけれども、疑義が生じ、疑義照会を行ったということは、厚生労働省が間違えていたことがあったということでよろしいですか。

○箕田介護保険課長　訂正をしたというふうに認識しております。

○藤井まな委員　一番大事なのは、じゃ、区民にどんな影響があるかということで、区民の中で大体六十人程度が対象になっているということが書いてあって、その人たちは不足分があるほうではないというふうな説明だったかと思いますけれども、じゃ、新たに払う方がいらっしゃることはないという認識でよろしいんでしょうか。

○箕田介護保険課長　先ほど御説明させていただいたとおり、全員が減額でございます。例えば既に全額納付していらっしゃる方というのは下がりますので、本来私どもが還付する額が出ますので、還付の御案内をさせていただきます。

それから、下がったんですが、まだお支払いいただくべきものがある方については残り分の納付書をお送りして、御案内させていただきます。

――――――――――――――――――――

○いたいひとし委員長　次に㉘その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○いたいひとし委員長　なければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

―――――――――――――――――――――

○**いたいひとし委員長**　次に、３請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・一号「介護保険利用者二割負担の対象拡大を行わないよう国に意見書の提出を求める陳情」外五件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――――

○**いたいひとし委員長**　次に、４閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

㈠　社会福祉について

㈡　保健衛生について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――――

○**いたいひとし委員長**　次に、５協議事項に入ります。

㈢次回委員会の開催についてですが、次回委員会は年間予定である十一月十一日水曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長**　それでは、次回委員会は十一月十一日水曜日午前十時から開催することに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

―――――――――――――――――――――

○**いたいひとし委員長**　そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**いたいひとし委員長**　なければ、以上で本日の福祉保健常任委員会を散会いたします。

午前十時三十一分散会

―――――――――――――――――――――